

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成 21 年から令和 12 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等（居住年が平成 28 年から令和 7 年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から 48 万円を差し引いた額を加算した額）の 100 分の 5 に相当する金額を超える場合には、当該金額（97,500 円を限度））に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年まで（地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額

- ① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
- ② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

※ 修正箇所は下線、削除箇所は取り消し線で表記しています。